

新型コロナウイルス感染症に係る罹患後症状 (いわゆる後遺症)について 教育機関向け

後遺症とは

新型コロナウイルスに感染し、回復した後にも罹患後症状（いわゆる後遺症）として、様々な症状が見られる場合があります。

※ 世界保健機関（WHO）では、「症状が少なくとも2か月以上続き、ほかの疾患による症状として説明がつかないもので、通常は新型コロナウイルス感染症の発症から3か月経った時点にもみられる」症状を罹患後症状（いわゆる後遺症）と定義しています。

後遺症の主な症状

倦怠感

だるい・疲れやすい



せき



嗅覚障害

においがしないなど



のどの痛み

不快感・声がれ

たん

味覚障害

睡眠障害

ブレインフォグ

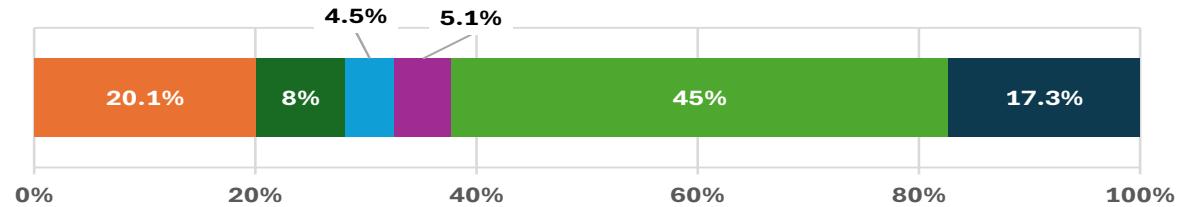
（記憶障害・集中力低下）

社会生活への影響は？

2024年に実施した、県民向けの実態把握調査では、新型コロナウイルス感染症の後遺症によって、社会生活に影響があったと回答した人のうち、37.7%の方が仕事や学校を休んだ、もしくは仕事や学校を辞めたと回答しています。

後遺症により社会生活に影響があった人の割合

- 仕事や学校を数日休んだ
- 仕事や学校を1週間以上1か月未満休んだ
- 仕事や学校を1か月以上休んだ
- 仕事や学校を辞めた
- 影響はなかった
- その他



後遺症がある方への学校での支援

学校での対応における留意事項

- 成長期の子どもはさまざまな要因により体調不良を呈することが多く、それらは感染症の罹患によって状況が悪化することもある。
- 子どもの体調不良を「気分的なもの」や「気のせい」だと決めつけず、子どものつらさを理解しようとする姿勢をもつ。
- 安静にすれば改善するものではない場合もあり、個々の状態に配慮しながら学校生活を継続させることが大切である。具体的には、医師、保護者、学校関係者で相談のうえ、必要に応じて次のような配慮を検討する。

- ・朝の起床が難しい場合には、遅刻して登校する。
- ・通学の負荷を軽減するために、自家用車等により送迎する。
- ・授業への参加が難しい場合には保健室や別室でICT等を活用した学習等を行ったり、体育等の運動は見学としたりするなど、子どもの状況に応じた配慮を行う。
- ・教室で給食を食べることが気分不良等につながる場合には、別室での食事や弁当持参、給食前の早退を検討する。

- 配慮の対応を取りやめる時期は、症状が再増悪しないよう、子どもや保護者と相談しながら、焦らず十分に時間をかけて検討する。目標を一方的に決める（1週間で強制的にステップアップするなど）のは子どもへの心理的負担が大きいため注意する。



後遺症にお悩みの方へ

厚生労働省

厚生労働省Webページ「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について」にて、後遺症に関する情報が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html



愛知県

愛知県では、愛知県Webページに「愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト」を設置し、新型コロナウイルス感染症についての情報を掲載しています

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>



医療機関の受診について

医療機関を受診される場合は、まずはかかりつけ医などに御相談ください。

かかりつけ医がない場合は、愛知県Webページ「愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト」内の「愛知県 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の診療を行っている医療機関一覧表」を参考としてください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kouisyousite.html>



相談窓口（電話）

愛知県では、看護師等の専門職を配置し、相談窓口を設置しています。

電話番号 052-954-6618

開設時間 平日の午前9時から午後5時まで

療養後も続く症状にお悩みの方は、御相談ください。

